

《 船員社会ニュース 》

◆ IBF中央交渉妥結 IBF（国際労使交渉フォーラム）協約の役割③

国際局長 池谷義之

非居住特別組合員の
労働条件・環境改善と福利厚生・教育訓練の拡充に向け！！

日本商船隊のFOC船（便宜置籍船：Flag of Convenience 船）に乗り組む、外国人船員（非居住特別組合員）の賃金を決定する交渉が9月1日（水）から9月3日（金）の間に開催された

【IBF協約とは】②

現在、IBF協約（2012年以降のIBF協約）においては、IBF中央交渉の場で、23名船のモデル船舶における船員の賃金部分総額についての賃上げ率を決定し、その後、地域交渉において各協約の賃金総額部分の増額率に基づきその配分を決定している。

ITF-TCC協約においては、前述の通り、AB基本給・手取り総額、職部員比率、賃金・基金の比率にルールがあり、地域交渉での増額率分配自由度は低かったものの、現行IBF協約においては振り分け方法にルールが無く分配の自由度高いため、各地域における特殊性を盛り込んだ賃金展開（例：賃上げの比重を職員・部員どちらに重きを置くか、あるいは基本給の底上げか、もしくは固定手当を増額するかなど）が行えることとなっている。

このTCC協約と比較し柔軟な交渉が行える仕組みは、IBF協約に対してITFが国際船員使用者団体の交渉テーブルにつく姿勢を評価し、インセンティブ（動機付け、報酬という概念）を与えたものの一つで、これによりIBF協約を締結する船員雇用会社の数は増加傾向にある。

本組合の所有する非居住特別組合員に適用される協約

- ◇ JSU/AMOSUP-IMMAJ CBA
（フィリピン人船員 AMOSUP【フィリピン船舶職員・部員組合】の組合員）
- ◇ JSU/NUSI/MUI-IMMAJ CA
（インド人船員 NUSI【インド人船員部員組合】MUI【インド人船舶職員組合】の組合員）
- ◇ JSU/APSU-IMMAJ CA
（フィリピン人船員 APSU【フィリピン船員組合】の組合員）
- ◇ JSU-IMMAJ CA（上記の国籍・組合以外の船員に適用される協約）
- ◇ ITF-JSU/AMOSUP TCC協約（国際船員労務協会に加盟していない船社の船舶に適用）

「海員だより」